

呉市総合スポーツセンター（ミットヨスポーツパーク郷原）の施設移転・再配置（案）について

1 経緯

呉市総合スポーツセンター（以下「ミットヨスポーツパーク郷原」といいます。）の各スポーツ施設の移転・再配置について、令和4年8月の議会協議会では、移転先となる地区を示し、令和5年6月の特別委員会では、具体的な候補地（案）の報告を行いました。

また、各スポーツ施設の移転・再配置については、具体的な候補地を含め、関係する各競技団体等から改めて意見を聞いた上で各施設の基本的な仕様を検討するとともに、入船山公園多目的広場と広多賀谷緑地については、地質調査も実施し、移転・再配置が可能であることを確認しました。

この度、これらの意見や調査結果を基に整備内容及びイメージ図の作成並びに概算事業費の算出を行いました。ただし、概算事業費については、今後の基本設計及び実施設計の中で詳細な仕様を決定し、事業費を確定していきます。

今後、基本設計及び実施設計を行うに当たっては、他自治体のスポーツ施設整備実績なども研究しながら、施設の利便性の向上を追求するとともに、移転・再配置により、各施設が利用できない期間ができるだけ生じないように効率的な手法や工法を検討していきます。

3 整備内容

① 陸上競技場

項目	内容
配置場所	入船山公園多目的広場（整備面積 19,000㎡）
事業期間	令和5年度～令和9年度
事業費（概算）	約28億円
仕様	トラック（全天候舗装）：400m×8レーン <日本陸上競技連盟第3種公認> フィールド（天然芝又は人工芝）：105m×68m サブトラック：100m（直走路）
主要設備	観客席：約1,000席，芝スタンド
附属施設	ウォーミングアップスペース，多目的グラウンド，写真判定室，会議室，放送室，医務室，更衣室，シャワー室，夜間照明，器具庫，トイレ，緑地
駐車場台数	約400台，大型バス駐車場



※イメージ図のため、今後、設計等によりレイアウト等が変更になる場合があります（以下同じ。）。

② 多目的グラウンド（サッカー等）

項目	内容
配置場所	広多賀谷緑地（整備面積 31,000㎡）
事業期間	令和5年度～令和7年度
事業費（概算）	約16億円
仕様	公認ピッチ：115m×78m コート数：3面 舗装：人工芝
附属施設	管理棟，放送設備，ベンチ，スコアボード，防球ネット，夜間照明（1面），トイレ，器具庫，緑地

③ 野球場

項目	内容
配置場所	広多賀谷緑地（整備面積 14,000㎡）
事業期間	令和5年度～令和7年度
事業費（概算）	約18億円
仕様	両翼：98m，中堅：122m 内野・外野舗装：クレイ系舗装
主要設備	芝スタンド
附属施設	本部席，放送設備，ブルペン，ダッグアウト，バックスクリーン，防球ネット，夜間照明，スコアボード，倉庫，トイレ，緑地

②・③ 共通

駐車場台数	約250台，大型バス駐車場
-------	---------------



④ テニスコート

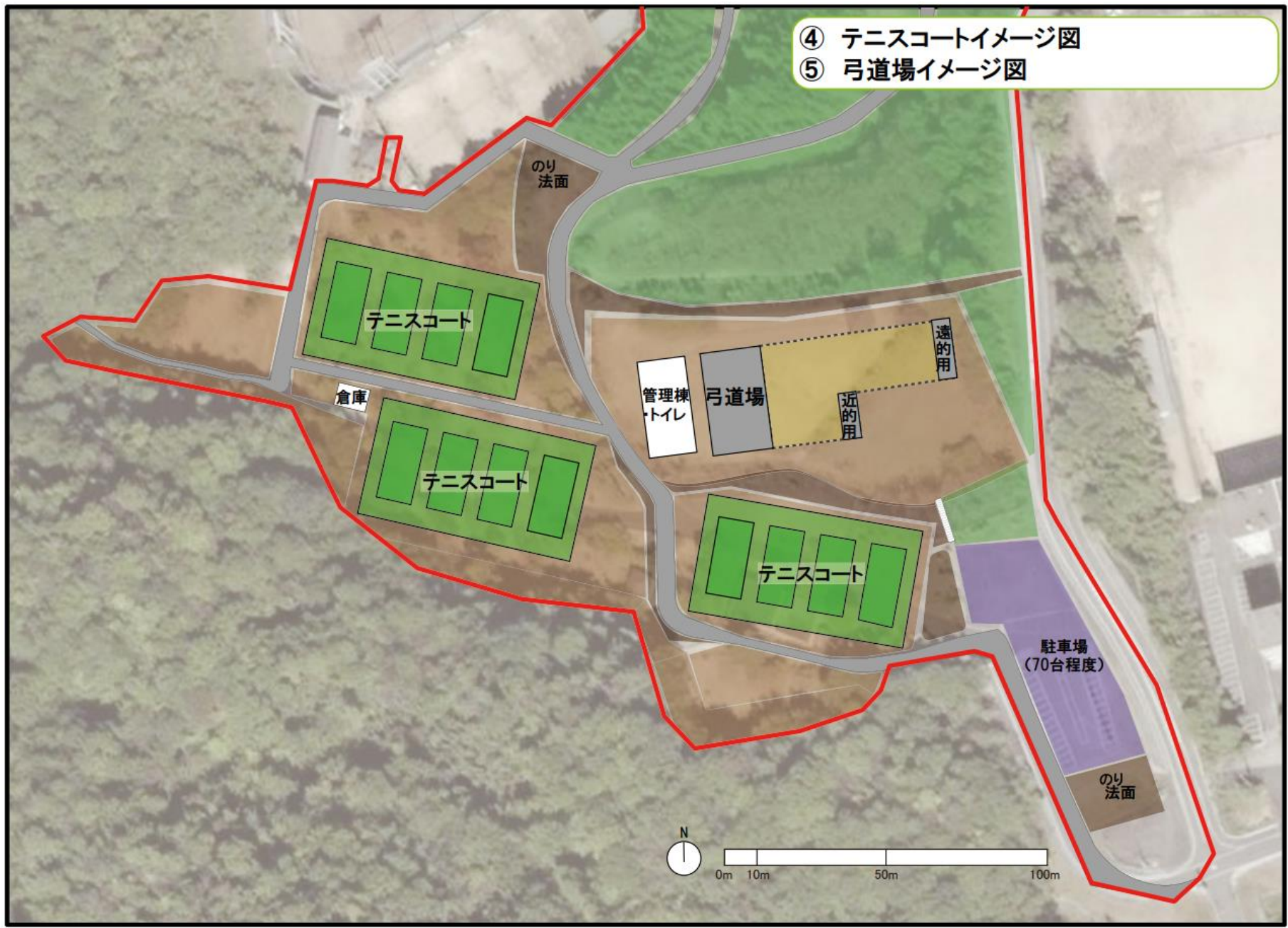
項目	内容
配置場所	野外活動センター（整備面積 8,000㎡）
事業期間	令和8年度～令和11年度
事業費（概算）	約13億円
仕様	砂入り人工芝コート：12面
附属施設	管理棟，防球ネット，夜間照明，倉庫，トイレ

⑤ 弓道場

項目	内容
配置場所	野外活動センター（整備面積 2,500㎡）
事業期間	令和8年度～令和11年度
事業費（概算）	約2億円
仕様	近的（28m）：5射場 遠的（60m）：6射場
主要設備	審判席，控室，巻わら室，道具室
附属施設	倉庫，トイレ，夜間照明

④・⑤ 共通

駐車場台数	約70台
-------	------



4 事業費、財源及び発注方法

(1) 事業費

ミットヨスポーツパーク郷原の各施設と同程度の施設を整備する場合の事業費に配置場所における個別要因を加算し、概算事業費を算出しています（現時点において算出した概算事業費であり、今後の基本設計及び実施設計により変更する場合があります。）。

施設	配置場所	事業費（概算）
① 陸上競技場	入船山公園多目的広場	約28億円
② 多目的グラウンド（サッカー等）	広多賀谷緑地	約16億円
③ 野球場	広多賀谷緑地	約18億円
④ テニスコート	野外活動センター	約13億円
⑤ 弓道場	野外活動センター	約2億円
	計	約77億円

⑥ 入船山公園多目的広場（ソフトボール等）	虹村公園 他	調整中
-----------------------	--------	-----

(2) 財源

各スポーツ施設の整備に当たっては、国、広島県、各種法人等の補助金などを検討し、引き続き有利な財源の確保に努めていきます。

(3) 発注方法

発注に当たっては「呉市PPP／PFI手法導入優先的検討ガイドライン」により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好な行政サービスの提供を確保することで、地域経済の健全な発展に寄与できるような発注方法を検討します。

5 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・売却先である株式会社ディスコとミットヨスポーツパーク郷原（土地・建物・構築物を含みます。以下同じ。）に係る売買仮契約※を締結 ・ミットヨスポーツパーク郷原の所有権が株式会社ディスコに移転した後（令和6年4月1日以降）に、当該施設を呉市が借り受けて、スポーツ施設として管理・運営をするための使用貸借仮契約※を締結 <p>※仮契約には、財産処分議案議決後に本契約に移行する特約事項を規定</p>
令和5年10月臨時会 又は 11月臨時会 (調整中)	<p>①呉市スポーツ施設条例の一部改正議案</p> <p>ミットヨスポーツパーク郷原は、呉市スポーツ施設条例（平成17年呉市条例第118号）で設置する公の施設（行政財産）であることから、株式会社ディスコに売却するに当たり、令和6年4月1日付けで公の施設としての用途を廃止し、売却可能な普通財産とするもの</p> <p>②財産処分議案</p> <p>ミットヨスポーツパーク郷原を株式会社ディスコに売却するもの（所有権移転は令和6年4月1日）</p>
令和5年12月定例会	<p>①新総合スポーツセンター条例の制定議案</p> <p>株式会社ディスコへの所有権移転後（令和6年4月1日以降），呉市が借り受けたスポーツ施設を、再び公の施設として位置付け、現状どおり利用できるよう新たに総合スポーツセンター条例を制定するもの</p> <p>②指定管理者指定議案</p> <p>再び公の施設として位置付けた総合スポーツセンター（以下「総合スポーツセンター」といいます。）について、令和6年4月1日からミットヨスポーツパーク郷原の現指定期間が満了する令和7年3月31日までの1年間、現指定管理者を新たな指定管理者として指定するもの</p> <p>③補正予算</p> <p>スポーツ施設の設計等に関する補正予算の提出</p>
令和6年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市から株式会社ディスコにミットヨスポーツパーク郷原の所有権を移転 ・株式会社ディスコから呉市がミットヨスポーツパーク郷原をスポーツ施設として借受け ・新たな指定管理者による総合スポーツセンターの各スポーツ施設の管理・運営を開始